

東かがわ市公告第**5**号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の規定により東かがわ市森林整備計画を樹立したいので、同法第10条の5第7項の規定において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、東かがわ市森林整備計画（案）を縦覧に供する。

なお、東かがわ市森林整備計画（案）に意見のある者は、縦覧期間が完了する日までに、東かがわ市長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

令和8年2月4日

東かがわ市長 上村 一郎

1 縦覧場所

東かがわ市役所 事業部 農林水産課 東かがわ市湊1847番地1

2 縦覧期間

令和8年2月4日から同年3月6日まで